

# 福岡県公報

令和2年3月31日  
第 90 号

## 目次

### 告 示 (第320号 - 第347号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○福岡県財務規則の規定による工事請負契約書	(財産活用課)	5
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	24
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	25
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	25
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	25
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	27
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	27
○都市計画事業の事業計画の認可	(下水道課)	29
○道路の区域の変更	(道路維持課)	31
○道路の区域の変更	(道路維持課)	31
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	32

○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	32
○福岡県流域下水道事業の業務に係る出納事務の一部を取り扱わせる 出納取扱金融機関の指定	(下水道課)	33
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	33
○福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等	(福祉総務課)	33
○道路の区域の変更	(道路維持課)	39
○道路の区域の変更	(道路維持課)	39
○道路の供用の開始	(道路維持課)	39

## 公 告

○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	40
○意見募集の結果の公示	(自然環境課)	40
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	40
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	40
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(生活衛生課)	41
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(生活衛生課)	41
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	41
○意見募集の結果の公示	(県民情報広報課)	41
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(自然環境課)	41
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	42
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	43
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	46
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	47
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	50
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課)	52
○落札者等の公示	(教育庁施設課)	55
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(税務課)	55
○意見募集の結果の公示	(医療指導課)	55
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	56
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	56

- 公共測量の終了 (県土整備総務課) .....56
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) .....56
- 福岡県土地利用基本計画の変更 (総合政策課) .....56
- 意見募集の結果の公示 (農山漁村振興課) .....57
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....57
- 意見募集の結果の公示 (生活安全課) .....57

**公安委員会**

- 福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部警務課) .....57
- 福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (警察本部生活保安課) .....58
- 福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則及び福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (警察本部総務課) .....58
- 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部交通規制課) .....61
- 犯罪被害者等早期援助団体の住所等の変更 (警察本部総務課) .....62
- 意見募集の結果の公示 (警察本部生活保安課) .....62
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) .....63
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) .....63
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) .....64
- 年少射撃資格の認定のための講習会 (年少射撃資格講習会) の開催 (警察本部生活保安課) .....64
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部総務課) .....65

**警察本部**

- 福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程及び福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保

護条例施行規程の一部を改正する告示 (警察本部総務課) .....65

**告 示**

**福岡県告示第320号**

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
福岡	県道	猪野栗線	前	糟屋郡久山町大字久原170番2先から 糟屋郡久山町大字久原2062番3先まで	8.1 ～ 35.5	1,933.9	うち県道福岡直方線重用延長1,031.9メートル
			前	糟屋郡久山町大字久原170番2先から 糟屋郡久山町大字久原2062番3先まで	10.0 ～ 39.2	1,575.0	
			後	糟屋郡久山町大字久原4131番先から 糟屋郡久山町大字久原2062番3先まで	10.0 ～ 39.2	1,575.0	

**福岡県告示第321号**

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
北九州	県道	岡 垣 海 線	前	宗像市江口599番4先から 宗像市江口1193番4先まで	3.8 ～ 10.4	1,302.7	
			前	宗像市田野3163番先から 宗像市江口1193番4先まで	10.0 ～ 23.1	1,776.1	うち一般国道495号重用延長1,203.2メートル
			後	宗像市田野3163番先から 宗像市江口1193番4先まで	10.0 ～ 23.1	1,776.1	うち一般国道495号重用延長1,203.2メートル

#### 福岡県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
北九州	一般国道	495号	前	遠賀郡芦屋町大字山鹿1639番1先から 遠賀郡芦屋町山鹿2099番1先まで	5.3 ～ 21.0	533.5	

			後	遠賀郡芦屋町大字山鹿1639番1先から 遠賀郡芦屋町山鹿2099番1先まで	16.0 ～ 30.0	603.3	
--	--	--	---	--	-------------------	-------	--

#### 福岡県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
北九州	県道	水 巻 線 芦 屋	前	遠賀郡芦屋町山鹿2012番6先から 遠賀郡芦屋町山鹿1607番2先まで	3.5 ～ 27.0	728.3	
			後	遠賀郡芦屋町山鹿2012番6先から 遠賀郡芦屋町山鹿1607番2先まで	16.0 ～ 30.0	375.5	うち一般国道495号重用延長375.5メートル

#### 福岡県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	大牟田植木線	前	大牟田市新勝立町五丁目16番21先から 大牟田市大字勝立227番8先まで	8.2 ～ 26.6	313.0
			後	大牟田市新勝立町五丁目16番21先から 大牟田市大字勝立227番8先まで	8.2 ～ 23.0	

**福岡県告示第325号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	南関大牟田北線	前	大牟田市大字四ケ2番1先から 大牟田市大字上内1179番1先まで	17.0 ～ 66.0	497.5
			後	大牟田市大字四ケ2番1先から 大牟田市大字上内1179番1先まで	17.0 ～ 66.0	

**福岡県告示第326号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	南関大牟田北線	大牟田市大字上内1179番1先から 大牟田市大字上内1184番1先まで

**福岡県告示第327号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	大和城島線	前	柳川市大和町中島886番先から 柳川市大和町中島629番4先まで	15.0 ～ 29.6	159.1
			後	柳川市大和町中島886番先から 柳川市大和町中島629番4先まで	10.0 ～ 23.0	

**福岡県告示第328号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	英彦山 添 田 線	前	田川郡添田町大字添田 332番5先から 田川郡添田町大字添田 1284番1先まで	4.5 ～ 52.0	1,926.6
			前	田川郡添田町大字添田 332番5先から 田川郡添田町大字添田 567番1先まで	8.2 ～ 52.0	1,398.0
			後	田川郡添田町大字添田 332番5先から 田川郡添田町大字添田 567番1先まで	8.2 ～ 52.0	1,398.0

福岡県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	英彦山 添 田 線	前	田川郡添田町大字津野 3823番1先から 田川郡添田町大字添田 273番1先まで	4.3 ～ 14.0	2,900.0
			前	田川郡添田町大字津野 3823番1先から 田川郡添田町大字添田 273番1先まで	10.5 ～ 64.5	2,074.0

			後	田川郡添田町大字添田 3823番1先から 田川郡添田町大字添田 273番1先まで	10.5 ～ 64.5	2,074.0
--	--	--	---	---	-------------------	---------

福岡県告示第330号

福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第166条第2項の規定による工事請負契約書を次のように定め、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

工事請負契約書

- 工 事 名
- 工事場所
- 工 期 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 請負代金額  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
- 契約保証金  
〔注〕 第4条(B)を使用する場合には、「免除」と記入する。
- 解体工事に要する費用等
  - 分別解体等の方法
  - 解体工事に要する費用
  - 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
  - 再資源化等に要する費用
 〔注〕 この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合にそれぞれ記載する。
- 住宅建設瑕疵担保責任保険
  - 保険法人の名称
  - 保険金額

(3) 保険期間

〔注〕 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第2条第4項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合にそれぞれ記載する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、請負者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

8 この契約は仮契約であり、福岡県議会の議決に付すべき契約条例（昭和39年福岡県条例第34号）の規定による議会の議決又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定による専決処分があったときに、この契約書の各条項を内容とする本契約を締結するものとする。

ただし、その場合においても、別に契約書は作成せず、この契約書をもって本契約書とする。

〔注〕 議会の議決に付すべき契約条例により、議会の議決を要する契約の場合に記載する。

この場合においては、標題を「工事請負仮契約書」とし、3の工期欄は「本契約の効力発生の日から日間」と記載する。

上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び請負者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 福岡県

代表者 職・氏名

印

請負者

年 月 日 知 許 可 一 般 第 号  
大 特 定

住所又は所在

氏名又は名称

代表者資格氏名

印

〔注〕 請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

（総則）

第1条 発注者及び請負者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 請負者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者がその責任において定める。

4 請負者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と請負者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と請負者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁

判所とする。

12 請負者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、請負者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、請負者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、請負者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 請負者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び請負者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条(A) 請負者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締

結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 請負者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、請負者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、請負者は、保証の額の減額を請求することができる。

[注] (A)は、金銭的保証を必要とする場合に使用する。

第4条(B) 請負者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)である場合においても保証する特約を付したものに限る。)を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

3 第1項の規定により請負者が付す保証は、第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、請負者は、保証金額の減額を請求することができる。

[注] (B)は、役務的保証を必要とする場合に使用する。

(権利義務の譲渡等)

第5条 請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 請負者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 請負者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを証明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、請負者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 請負者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人等の通知）

第7条 発注者は、請負者に対して、下請負人等（一次若しくは二次下請以降全ての下請負人又は資材、原材料の購入契約等の相手方をいう。以下同じ。）の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 請負者は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日62管行第40号の2総務部長依命通達）に基づく指名停止の措置を受けている者及び第47条の3第1項各号に該当する者を下請負人等としてはならない。ただし、第47条の3第1項各号に該当する者を除き、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

2 請負者が第47条の3第1項各号に該当する者を下請負人としていた場合は、発注者は請負者に対して、当該下請契約等（一次若しくは二次下請以降全ての下請契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。以下同じ。）の解除（請負者が当該下請契約等の当事者でない場合は、請負者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除

等」という。）を求めることができる。

3 下請契約等が解除されたことにより生じる下請契約等の当事者の損害その他前項の規定により発注者が請負者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、請負者が一切の責任を負うものとする。

第7条の3 請負者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（請負者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、請負者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、請負者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

（特許権等の使用）

第8条 請負者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、請負者がその存在を知らなかったときは、発注者は、請負者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を請負者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書



に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 この契約の履行についての請負者又は請負者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾
  - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、請負者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 請負者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
- 二 (A) [ ] 主任技術者  
(B) [ ] 監理技術者
- 三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

[注] (B)は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A)は、それ以外の場合に使用する。

[ ]の部分には、同法第26条第3項本文の工事の場合に「専任の」の字句を記入する。

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく請負者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 請負者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 請負者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他請負者が工事を施工するために使用している下請負人等、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 請負者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 請負者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に請負者に通知しなければならない。  
(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 請負者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用するべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、請負者の負担とする。
- 3 監督員は、請負者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 請負者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 請負者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。  
(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 請負者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 請負者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 請負者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事

の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 監督員は、請負者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由がなく請負者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、請負者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、請負者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、請負者の負担とする。  
(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が請負者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、請負者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、請負者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、請負者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材

料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を請負者に請求しなければならない。

6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8 請負者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 請負者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10 請負者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 請負者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。  
(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を請負者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 請負者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に請負者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、請負者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、請負者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、請負者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が請負者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 請負者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、請負者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を請負者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は請負者の負担とする。  
(条件変更等)

第18条 請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤り又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然

的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、請負者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む、）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。

二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。

三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と請負者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を請負者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって請負者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに請負者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を請負者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（請負者の請求による工期の延長）

第21条 請負者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他請負者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を請負者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第23条 工期の変更については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては請負者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第24条 請負代金額の変更については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、請負者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と請負者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第25条 発注者又は請負者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は請負者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日

以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、請負者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、請負者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第26条 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、請負者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、請負者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 請負者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、請負者が請求代金額の範囲において負担することが適当でない

と認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、請負者がその費用を負担する。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、請負者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、請負者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び請負者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と請負者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、請負者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を請負者に通知しなければならない。

3 請負者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により請負者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他請負者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、第29条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 請負者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、請負者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、請負者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、請負者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 請負者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 請負者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を請負者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって請負者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 請負者は、請負代金額が50万円以上の場合に限り、

(A) 保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、

(B) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、

その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

[注] (A)は第4条(A)を使用する場合に、(B)は第4条(B)を使用する場合に使用する。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に

前払金を支払わなければならない。

- 3 請負者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払を発注者に請求することができる、前項の規定は、この場合について準用する。

[注] 中間前金払を行わない場合には、この項を削除する。

- 4 請負者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、請負者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を請負者に通知しなければならない。

[注] 中間前金払を行わない場合には、この項を削除する。

- 5 請負者は、請負代金額が50万円以上増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

- 6 請負者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、請負者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と請負者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

- 8 発注者は、請負者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第35条 請負者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金

の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 請負者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

- 3 請負者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第36条 請負者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を越える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

（部分払）

第37条 請負者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、原則として工期中〇月に1回とする。

[注] 部分払を行わない場合には、この条を削除する。

部分払の対象とすべき工場製品がないときは、〔 〕の部分削除する。

「〇月」の〇の部分には、建築主体工事の場合には1を、その他の工事の場合には2を記入する。

- 2 請負者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。

[注] 部分払の対象とすべき工場製品がないときは、〔 〕の部分削除する。



3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を請負者に通知しなければならない。ただし、請負者が、上に定める日以降の出来形期日を設定した場合は、この限りでない。検査において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

5 請負者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × (9/10 - 前払金額 / 請負代金額)

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代の額  
× (1 - 前払金額 / 請負代金額)

(債務負担行為に係る契約の特則)

第39条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度 円

年度 円

年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度 円

年度 円

年度 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第34条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、請負者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、請負者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が

設計図書に定められているときには、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、請負者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、請負者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第41条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、請負者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、請負者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(A)部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10$

- (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)
- {請負代金相当額 - (前年度までの出来高予定額+出来高超過額)}

$\times$  当該会計年度前払金額 $\div$  当該会計年度の出来高予定額

(B)部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10$

- 前会計年度までの支払金額
- (請負代金相当額 - 前年度までの出来高予定額)
- $\times$  (当該会計年度前払金額+当該会計年度の中間前払金額)

／当該会計年度の出来高予定額

[注] (B)は、中間前払金を選択した場合に使用する。

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

（第三者による代理受領）

第42条 請負者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により請負者が第三者を代理人とした場合において、請負者の提出する支払請求書に当該第三者が請負者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第43条 請負者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、請負者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により請負者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第44条(A) 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、請負者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することがで

きない。

第44条(B) 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、請負者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

[注] (A)は第4条において(A)を使用する場合、(B)は第4条において(B)を使用する場合に使用する。

2 前項の場合において、請負者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第46条から第47条の3までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより請負者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第46条 発注者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上

の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により請負者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

四 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

五 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第47条 発注者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により請負者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

二 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

五 請負者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

六 請負者の債務の一部の履行が不能である場合又は請負者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履

行をしないでその時期を経過したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、請負者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

第47条の2 発注者は、この契約に関して請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により請負者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 公正取引委員会が、請負者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（請負者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、請負者に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

三 請負者又は請負者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第47条の3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、請負者（請負者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により請負者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役

員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 発注者は、第7条の2第2項の規定により解除等を求めた場合において、請負者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により請負者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第48条 前4条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前4条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第49条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、請負者が第46条各号又は第47条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 請負者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下

「代替履行业者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める請負者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行业者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一 請負代金債権(前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として請負者に既に支払われたものを除く。)

二 工事完成債務

三 契約不適合を保証する債務(請負者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)

四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務(第28条の規定により請負者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

3 発注者は、前項の通知を代替履行业者から受けた場合には、代替履行业者が前項各号に規定する請負者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して請負者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(請負者の催告による解除権)

第50条 請負者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(請負者の催告によらない解除権)

第51条 請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が

6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(請負者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が請負者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、請負者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第53条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を請負者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を、第53条の2第1項の規定により請負者が賠償金を支払わなければならないときにあっては当該賠償金の額を、それぞれ第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第46条から第47条の3まで又は第54条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第45条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 請負者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還

に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 請負者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 請負者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に請負者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、請負者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、請負者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、請負者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条から第47条の3まで又は第54条第3項の規定によるときは発注者が定め、第45条、第50条又は第51条の規定によるときは、請負者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が請負者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び請負者が民法の規定に従って協議して決める。  
(賠償の予定)

第53条の2 請負者は、第47条の2の規定により発注者がこの契約を解除することができる場合においては、この契約を解除するか否かを問わず、請負代金の額の10分の2に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認め

るときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。
- 3 第1項の場合において、請負者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、共同連帯して第1項の責任を負うものとする。  
(発注者の損害賠償請求等)

第54条 発注者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、第53条の2の規定により賠償金を徴した場合は、その額を控除した額とする。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
  - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
  - 三 第46条から第47条の3までの規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
  - 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、請負者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第46条から第47条の3までの規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
  - 二 工事目的物の完成前に、請負者がその債務の履行を拒否し、又は、請負者の責めに帰すべき事由によって請負者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 請負者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 請負者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14

年法律第154号)の規定により選任された管財人

三 請負者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして請負者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(請負者の損害賠償請求等)

第55条 請負者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、請負者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から○年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(

以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

[注] ○の部分には、原則として二を記入する。

2 前項の規定に関わらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、請負者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から○年が経過する日まで請求等を行うことができる。

[注] ○の部分には、原則として一を記入する。一以外とする場合においては、前項の期間との関係、設備機器のメーカー保証の期間を勘案して記入する。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、請負者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を請負者に通知した場合において、発注者が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が請負者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する請負者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに請負者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、請負者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確

保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

[注] 第9項は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約の場合に使用することとする。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、請負者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第57条 請負者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 請負者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 請負者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第58条 この契約書の各条項において発注者と請負者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに請負者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と請負者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び請負者は、建設業法による福岡県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他請負者が工事を施工するために使用している下請負人等、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により請負者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは請負者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び請負者は、

前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第59条 発注者及び請負者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第60条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第61条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と請負者とが協議して定める。

**福岡県告示第331号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
飯居432	キューピー薬局	飯塚市弁分220-9	R2・2・1	居管・予居管
京居163	もみじ薬局	京都郡荊田町富久町二丁目28番地-1	R2・1・9	居管・予居管



像居130	小規模多機能型 居宅介護 城山 庵	宗像市石丸一丁目3-27	R2・3・1	小居・予小居
北介療6	医療法人成雅会 泰平病院	糟屋郡須恵町大字新原14番 地の7	H30・10・1	訪看・訪り・ 通り・居管・ 短療・予訪看 ・予訪り・予 通り・予居管
糸島地介82	やなぎもと内科	糸島市井田469-1	H30・5・5	訪看・居管・ 予訪看・予居 管

## 福岡県告示第332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

## 1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
田地介145	原医院	田川郡大任町大字今任原2467-2	R2・2・1

## 2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
朝倉介業52	フラワー薬局 西町店	朝倉市杷木寒水1-1	R1・12・31
直介業83	タケシタ調剤薬局 直方店	直方市古町1-6	R2・2・3

## 福岡県告示第333号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
粕支30	篠栗町地域包括支 援センター	糟屋郡篠栗町大字 篠栗4855番地5	糟屋郡篠栗町中央一 丁目1番地1	R1・11・2
田介福3	特別養護老人ホーム むつみ園	田川市大字夏吉36 -4	田川市大字弓削田 2838-49	R1・12・21
大川居1	特別養護老人ホーム 永寿園	大川市大字道海島 859	大川市大字鐘ヶ江7 -1	R1・12・27
宰居65	ふれあいネット介 護サービス	太宰府市五条五丁 目10-15	太宰府市五条五丁目 10-12	H31・4・1
宰居81	在宅介護ケアステ ーション やよい	太宰府市都府楼南 五丁目16-7	太宰府市五条二丁目 22-23 第5車屋第 5ビル106号	R2・1・15

## 福岡県告示第334号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定に基づき、平成27年6月福岡県告示第603号久留米小郡都市計画下水道事業久留米公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

## 1. 施行者の名称

久留米市

## 2. 都市計画事業の種類及び名称

久留米小郡都市計画下水道事業久留米公共下水道

## 3. 事業期間

昭和42年8月15日から令和9年3月31日

## 4. 事業地

## (1) 収用の部分

平成27年6月26日付け福岡県告示第603号の事業地に次の区域を加える。

久留米市

大橋町蜷川 字瀬口、字定格田、字下り坂、字北屋敷(1)、字北屋敷(2)、字南屋敷、字古賀前、字片屋敷、字片測、字中屋敷、字宮ノ前(1)、字宮前(2)、字八枝、字屋敷、字宮ノ後、字天神の各字の一部

大橋町合衆 字杉島(1)の字の全部  
字久保、字内畠(1)、字内畠(2)、字内畠(3)、字内畠(4)、字内畠(5)、字内畠(6)、字才ノ木(1)、字池田、字朝付、字日掛、字屋敷(1)、字屋敷(2)、字屋敷(3)、字屋敷(4)、字石毛(2)、字石毛(3)、字石毛(4)、字八反田(1)、字八反田(2)、字八反田(3)、字松出(1)、字宮ノ坪、字矢神、字穂代田、字杉島(2)、字穴町(1)、字穴町(2)の各字の一部大橋町常持 字角田(1)の字の全部  
字布毛(1)、字布毛(2)、字角田(2)、字百田(1)、字百田(2)、字高辻(1)、字高辻(2)、字内畑の二(2)、字内畑の二(3)、字内畑の三(1)、字内畑の三(2)、字内畑の三(3)、字内畑の四(1)、字内畑の四(2)、字庄ノ前の各字の一部

草野町草野 字町下、字北屋敷、字屋敷、字村下、字内屋敷、字薬師下、字下塚原、字上塚原、字発心、字内畑、字野松、字注連松、字六反田、字西沼口、字南沼口の各字の一部

草野町紅桃林 字丸林、字中屋敷、字清水、字竜泉寺、字伊勢前、字西畑、字内畑、字山ノ下、字大屋敷、字春、字早田春の各字の一部

藤山町

字堂前の字の全部

字仏坂(1)、字仏坂(2)-(1)、字仏坂(2)-(2)、字石橋山、字下釜口(1)、字溝川、字下浦、字町、字上浦、字高辻、字ワリコ、字辻、字井樋口、字久保、字谷(3)、字南場、字片宗、字中村、字田中、字浦山、字立林、字梨子木、字猪之口、字ナクボの各字の一部

荒木町荒木

字庄井手、字石橋、字門戸口、字入字、字下井仮、字東、字西、字九郎の各字の一部

平成27年6月26日付け福岡県告示第603号の事業地中、次の区域を廃止する。

久留米市

百年公園 字芝原、字火渡の各字の一部

新合川二丁目 字水付の一部

合川町 字火渡、字明無出、字水生町、字杉初輪の各字の一部

野中町 字高良川、字才ノ原(1)、字東田(1)、字東田(2)、字宮園、字東屋敷(1)、字東屋敷(2)、字寺田、字上川原(2)、字上ノ原(2)、字城蓮輪、字上城蓮輪(2)の各字の一部

国分町 字浦川原、字北川原、字東、字川原、字隈山(3)、字隈山(4)、字隈山(5)、字部京(2)、字上川原(1)、字上川原(2)の各字の一部

東合川千出町 字丹保、字新府、字浪打の各字の一部

東合川七丁目 字野畑(1)、字野畑(2)、字北原(2)の各字の一部

東合川五丁目 字北原(1)、字南原(1)、字南原(2)、字村崎(1)、字下見(1)、字原実、字御幣島(2)、字吉方(1)、字吉方(2)、字北原(2)、字中千合寺、千把平(2)、字柳原(1)の各字の一部

東合川六丁目 字北原(1)の一部

御井旗崎二丁目 字柳原(1)、字柳原(2)、字十駄(2)、字福広(2)、字篠田(2)、字菰田の各字の一部

山川町 字赤坂(1)の一部

御井町 字菰田、字赤坂(1)、字赤坂(2)、字岩井川(1)、字梅ヶ谷(1)、字加輪、字茶園、字出目、字西井川、字長畑(1)、字長畑(2)、字山ノ

下、字土居ノ内、字一本松、字古飯田(2)、字上川原(1)の各字の一部

高良内町

字下川原(1)-(1)、字下川原(1)-(2)、字前川原(2)-(1)、字前川原(2)-(2)、字崩田(1)、字崩田(2)、字脇畑(2)、字脇畑、字京蔵(1)、字上り立、字下久保、字原口(1)、字原口(2)、字打揚り(1)、字西ノ原、字津乗(1)、字花の谷、字京蔵(2)、字持田、字赤梨子、字鱧口(1)の各字の一部

青峰二丁目

字花の谷の一部

(2) 使用の部分

なし

#### 福岡県告示第335号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定に基づき、平成27年6月福岡県告示第603号北野大刀洗都市計画下水道事業久留米公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1. 施行者の名称

久留米市

2. 都市計画事業の種類及び名称

北野大刀洗都市計画下水道事業久留米公共下水道

3. 事業期間

平成16年10月22日から令和9年3月31日

4. 事業地

(1) 収用の部分

平成27年6月26日付け福岡県告示第603号の事業地に次の区域を加える。

久留米市

北野町金島

字榊の字の全部

字西村、字立花毛、字松ヶ森、字三所、字浮舟、字鷓火、字石佛、字松ノ花の各字の一部

北野町八重亀

字丁畑、字洗剥、字道越、字木ノ下、字通道、字柿原、字薬師町、字前の各字の全部

字飛永、字西屋敷、字藪添、字若狭、字小石積、字下浜、字中浜、字上浜、字中屋敷、字茶屋、字田代、字才平、字浪打、字井流、字団子畑の各字の一部

北野町中川

字川端の字の全部

字下川原、字中川原、字佛川、字田代、字古賀、字川西、字川東、字角ノ前、字後田、字段、字厨、字東屋敷、字中小路、字吉添、字堂田、字金操、字飛ノ宮、字北池尻、字前田、字上京田の各字の一部

(2) 使用の部分

なし

#### 福岡県告示第336号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定に基づき、平成27年6月福岡県告示第603号筑後中央広域都市計画下水道事業久留米公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1. 施行者の名称

久留米市

2. 都市計画事業の種類及び名称

筑後中央広域都市計画下水道事業久留米公共下水道

3. 事業期間

平成22年6月23日から令和9年3月31日

4. 事業地

## (1) 取用の部分

平成27年6月26日付け福岡県告示第603号の事業地に次の区域を加える。

## 久留米市

三漕町早津崎 字池尻、字松ヶ下、字木ノ下、字杉ノ本、字南牟田、字栗の内、字松木島、字前田、字西前田、字市場、字吹上、字横枕、字野添、字橋の免、字ベキ、字下五反田の各字の一部

三漕町高三漕 字十間輪、字北小路、字宮の脇、字館、字池田、字八龍、字庄分、字塚崎東畑、字国分寺の各字の全部

字北五反田、字南五反田、字松間輪、字天神田、字松林、字六反田、字古賀、字北田、字大坪、字五十町、字城ノ上、字三井寺、字新領、字天神田、字横枕、字塚崎西畑、字平島、字寺田、字丸田、字友定、字東八の江、字西八の江、字亀の甲、字向寺田、字牛の池、字横弓場、字笹原、字栗の内の各字の一部

三漕町草場 字中古賀、字川端、字西前の各字の全部

字野添、字曲り、字苗代町、字沖島、字片落、字弥太郎、字東ノ前、字村中、字時里、字小豆田、字長坪、字芹田の各字の一部

三漕町清松 字宮の脇、字神楽井手、字十郎丸、字前田、字北屋敷、字寺屋敷、字新谷、字鳥芋田、字長箴、字大依浦、字川久保、字堂田、字寺田、字畑田、字穴田、字角田、字新領、字大曲、字南田、字野口、字シヤカマ、字溝添、字道脇、字辰の尾、字南屋敷、長井寺の各字の一部

三漕町田川 字村圃ノ二、字中原、字井樋の口、字栗ノ内、字道中野、字垣添、字畑田、字植木原、字犬塚原、字洗足の各字の全部

字鳥越、字北畠北ノ切、字北畠中ノ切、字水引塚、字西栗ノ内、字北畠南ノ切、字京ノ木、字村圃ノ三、字鉢田、字村圃ノ一、字山ノ下、字古賀、字用作、字イリウ、字化粧田、字三反畑、字南田川の各字の一部

三漕町玉満 字道端ノ一、字山の内の一、字大山、字道手牟田、字佐賀利、

字宗尻、字町口ノ二、字猪の口、字中小路ノ一の各字の全部  
 字掛畑、字向上野、字鳥添、字山の下、字馬場、字原口、字山の内の二、字園畑、字用蓮池、字原田、字明尻、字道端ノ二、字宮の前、字足洗ノ一、字足洗ノ二、字松山、字金屋、字上野、字三本松の一、字中屋島、字栗林、字裏畑、字三本松の二、字菅原、字野中、字北田、字正道田、字前田、字浦橋、字高関、字実の法、字藤の本、字車割、字魚取、字亀の甲、字テ野、字松木ノ一、字町口ノ一、字北原ノ一、字北原ノ二、字北原ノ三、字魚取ノ一、字桜木、字笹原、字ナラハラ、字宮ノ前、字宮ノ後、字前畑、字中小路ノ二、字小間、字反登喜、字二丁五反田、字東の前、字賀伊直、字野口、字寿美、字犬ノ宮、字恵原山、字石橋、字松間、字宗ノ口、字堂田、字神通福家、字水洗、字廻田、字喜多の各字の一部

三漕町壱町原 字蓮輪、字宮の脇、字栗田、字風正、字寺山、字西蓮輪、字一場口、字西屋敷、字安の前、字栗の内、字立野、字北立野、字道明、字馬喰野、字内池田、字打上、字喜正田、字野畑、字野の内の、字原田屋敷の各字の一部

三漕町西牟田 字東本村の字の全部  
 字西喜呂々、字雨覆、字今溝、字小下、字本村中、字西本村、字西京、字東京、字古賀、字一丁畑、字羽須輪、字東小路、字西小路、字清導寺浦、字清導寺前、字奈良原、字僧津、字清導寺、字山の下、字田中、字北牟田の各字の一部

三漕町福光 字大地の内、字馬喰野、字堤の木、字地藏田、字寺田の各字の一部

城島町内野 字東屋敷の字の全部  
 字松田、字北ノ頭、字古川、字三反田、字葭原、字奥葭原、字小中島、字東ノ前、字八反坪、字出口、字西屋敷、字西ノ前、字八ノ院、字橋口、字天道向、字新谷の各字の一部

城島町大依 字大下り、字勝内、字仕解田、字四郎丸、字中原の各字の一部

城島町城島	字町屋敷、字瀬戸口、字柳島、字松田、字久保、字新町、字前田、字屋敷下、字本丸、字宮ノ前の各字の全部 字砂原、字内茂手、字外茂手、字日渡、字鉄砲町、字向汐入、字汐入、字幸間園、字寺分、字古賀之前、字六反田、字中原、字ハツ牛、字蓮輪、字松ノ内、字鷺園、字宮ノ下、字城内、字南外潟、字三兵衛開、字西潟の各字の一部
城島町六町原	字北中實田、字中村、字江添の各字の一部
城島町檜津	字葭添、字蓮松、字久保、字中諏訪、字奥諏訪の各字の全部 字城崎、字小別当、字鯨作、字江湖端、字久保田、字近従、字元食、字檜山、字北古賀、字古屋敷、字宮ノ前、字高津口、字西ノ前、字用作、字田中、字平中島、字法事、字野田、字境掘、字赤坂、字村中、字吉久、字下潟、字南諏訪、字後田、字諏訪中、字今諏訪、字諏訪添、字大前田、字蓮町、字中通、字蓮輪、字中古賀、字東田の各字の一部
城島町江島	字七反田、字村中、字村西、字南田、字向七夕、字中ノ坪、字藤吉、字開、字有吉、字樋ノ口、字野添の各字の一部
城島町四郎丸	字向樋ノ口、字外野、字苗代田、字島田、字道手、字村中、字風來、字南平、字門田、字浦田、字前田、字田中、字東七夕、字庄ノ前、字二反田の各字の一部
城島町上青木	字庄ノ前、字東七夕、字西七夕、字岡ノ木、字一ノ宮、字太伊林、字北大門、字局笠、字貞中、字南大門、字庄中、字宮開、字元村、字青木田、字富名津、字神ノ元、字城ノ元、字門田の各字の一部
城島町西青木	字猫津、字高町、字鬼木、字田代、字圓十、字長久、字堀江、字西潟、字内開、字ハツ江、字新開の各字の一部
城島町下青木	字水町、字西古賀、字南小路、字東小路、字恵良、字藪ノ元、字荒巻、字館屋敷、字天神免の各字の一部
城島町江上上	字彌太郎丸、字天神免、字寺脇の各字の一部
城島町江上	字館屋敷、字記州分、字館ノ前、字佐京屋敷、字刑部屋敷、字

館古賀、字野々内、字千代島屋敷、字權免、字千代島南、字千代島前、字徳石、字宇根合、字ハツ江、字塚ノ本、字東松葉、字松葉、字北牟田、字朽木の各字の一部	
城島町江上本	字檜屋敷、字北屋敷、字野々内、字平野、字相ノ中、字茶ノ木元、字的場、字社口、字フケ、字栗丸、字ソヲケ田、字立掘、字道玄、字元屋敷、字揚田中の各字の一部
城島町青木島	字前島の一部

(2) 使用の部分  
なし

**福岡県告示第337号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業計画の認可をしたので、同法62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1. 施行者の名称  
久留米市
2. 都市計画事業の種類及び名称  
田主丸都市計画下水道事業久留米公共下水道
3. 事業施行期間  
令和2年3月18日から令和9年3月31日
4. 事業地  
(1) 収用の部分  
久留米市  
田主丸町野田 字西川原、字東川原、字浪打、字内畑、字石道、字本郷、字野端、字上野端、字古川、字成竹、字丁畑、字塚畑、字廻り淵、字馬場川原、字保津久利、字山領、字垣添、字東内畑、字中内畑、字北内畑、字南内畑、字北濱、字南濱、字濱松、字小宮田の各字の一部

田主丸町豊城 字怒田内畑、字前田、字口高内畑、字上ツプロ、字自在丸の各字の全部  
 字野中北、字北野中内畑、字本川、字南野中内畑、字宇成免、字道ノ上、字前川、字道ノ木、字日詰、字野西、字板町、字黒嶋、字沓引、字シタ内、字出流、字徳間、字ネブツ、字火カケ、字ゲズ町、字ビハ畑、字島、字高川原、字池端、字高木内畑、字小皮、字新替、字黒原、字コモムタ、字アジロ、字蔵ノ口、字小柳、字十ノ上、字中ツプロ、字下ツプロの各字の一部

田主丸町上原 字一木藪、字寺浦、字高手、字門ノ内、字北口、字屋敷田、字久保園、字寺崎、字ハスワ、字中村、字前田、字浦田、字黒ノ内、字原口、字野畑、字立野、字南、字板溝、字九反坪、字雷の各字の一部

田主丸町志塚島 字下蔵ノ町、字高縄手、字五ヶ辻、字前田、字印若、字土取、字北内畑、字池ノ後、字東内畑、西内畑、字轡方、字溝ノ根、字池尻前、字灰塚前、字南内畑、字池尻、字東ノ前、字ヒヤケ、字高島、字西高島、字高島前、字黒土、字五反田、字沓分、字瀬戸口の各字の一部

田主丸町以真恵 字下町、字下大町、字上大町、字熊田、字水岸寺、字町屋敷、字垣添の各字の一部

田主丸町田主丸 字野間口、字鶯、字東畑、字上新町北内畑、字中新町北内畑、字下新町北内畑、字上新町南内畑、字中新町南内畑、字下新町南内畑、字北橋口内畑、字下北、字中北、字上北、字下南、字古川田、字蛇淵、字立野、字土取、字橋口南内畑、字南原、字野中畑、字三角、字祇園町北内畑、字祇園町南内畑、字上町北内畑、字上町南内畑、字中町北内畑、字中町南内畑、字横町東内畑、字横町西内畑、字浦町内畑、字西内畑、字中西内畑、字堂内畑、字東町西内畑、字東町東内畑、字東内畑、字船林、字馬場内畑、字中馬場、字下馬場、字村鳥内畑、字市ノ坪、字三十六、字上道越、字白栗毛、字横枕、字献上町、字沓方の各字

の全部  
 字金銀、字大的、字若菜手、字雨入、字北畑、字上園、字上南、字外富、字芝打、字出町内畑、字下川原、字川原田、字前田、字穴町、字十八、字上馬場、字内ノ柳、字大町、字辰頭、字蔵々、字六ノ坪、字武導、字二ノ坪、字奥畑、字丁ノ坪、字藤蔵町、字中町、字七ノ坪、字下招、字来毛、字二ノ江、字嶋入、字小藤町、字下武州、字上武州、字下道越、字上沓方、字草水町、字堂手の各字の一部

田主丸町植木 字延命、字三十六、字西畑、字明石田内畑、字庄司畑、字梯添、字諏訪ノ後、字諏訪内畑、字諏訪ノ前、字屋敷田、字草場内畑、字川久保、字塚畑の各字の一部

田主丸町常盤 字玉田、字田ノ浦、字吉見、字木船、字寅丸、字石尺、字畑江、字正ノ前、字前原、字松ノ尾、字小屋野、字若栄、字西ノ前、字印若、字川原、字内畑、字中島、字屏風畑、字池ノ上、字天神免の各字の一部

田主丸町秋成 字嶋ノ堂、字注連、字休場の各字の全部  
 字中畑、字吉田、字松原、字四郎丸、字加藍田、字蔵成、字蔵八、字横枕、字平川田、字音頭、字井ノ元、字小宮、字徳童、字石原町、字鶴ノ木、字辻畑、字碓田、字安次、字井出園、字南屋敷、字中屋敷、字北屋敷字村東、字徒土郷、字西徒土郷、字七生師、字向田、字九ノ江、字粉田、字下惣津町、字榎町の各字の一部

田主丸町鷹取 字八反畠、字岸田、字西鶴、字陣内、字中徳、字樋ノ口、字界町、字堀田、字水町、字一条の各字の一部

田主丸町吉本 字八ノ江、字水次町、字惣次町、字左別当、字吉原町、字九ノ江、字粉田、字下惣津町、字榎町の各字の全部  
 字只町、字祢宣町の各字の一部

田主丸町地徳 字京早稻田、字上折敷町、字坂本、字横枕、字藪ノ下、字菊池、字鳥巢、字田端屋敷、字七ノ坪、字築山、字井尻、字西屋敷

、字宮ノ上、字寺屋敷、字東屋敷、字安畑、字森、字朝妻、字畑浦、字道ノ下、字松江、字シトキ田、字東梨木、字中梨木、字西梨木、字古賀、字サヤノキ、字栗尾、字松出、字添畑、字州崎、字清水の各字の一部

田主丸町益生田 字道越、字巡り町、字長小路、字中村屋舗、字陣屋敷、字西中谷の各字の全部

字此池、字井戸町、字晩出、字鎌原、字江端、字高田、字屋形町、字大楠、字小楠、字五ノ江、字人丸、字九ノ江、字十ノ江、字惣津町、字寺田、字榎町、字木脇田、字須東寺、字井尻、字森田屋敷、字熊丸、字小榊、字稗田屋敷、字姥屋敷、字彼岸出、字本村屋敷、字城ノ下、字松ノ本、字石原町、字小黒、字宮ノ前、字寺徳、字池尻屋敷、字上寺徳、字建久寺、字瓦ヶ畑、字矢倉、字中屋敷、字中谷、字法勝寺、字春小路、字西戸丁原、字外野、字高丸、字水口、字寺屋敷、字益屋敷、字東上屋敷、字山道、字山道東、字平家、字上野、字上戸出、字天福、字戸出、字鐘撞、字茅野、字菊池屋敷、字八外屋敷、字外ツ木、字玉屋敷、字前田、字二田屋敷、字六田屋敷、字立道、字南原、字寺畑、字古屋の各字の一部

田主丸町石垣 字長田、字西ノ前、字大井中屋敷、字大井ノ上、字石原、字六田屋敷、字平床、字高尾、字鳥越、字山王西筋、字上町畑、字小墓原、字大井上屋敷、字大井東屋敷、字蓮用寺、字古賀、字矢篠浦、字西屋敷、字八ツ江、字川原谷、字西中屋敷、字東中屋敷、字六ノ江、字東屋敷、字宮原、字堂ノ上、字清長橋、字大塚清長橋の各字の一部

田主丸町森部 字東屋敷の字の全部  
字上畑、字横枕、字西屋敷、字王浄寺、字内畑、字田測、字中屋敷、字下山田、字照日、字宮原、字上山田、字立石、字水船谷、字笹ヶ谷、字土井ノ内、字堂ノ元、字遊塚、字水洗、字出口、字廣畑、字木ノ元、字吉原、字榊原、字下釘塚、字上釘塚

、字立野、字玄竹、字樋口曾根、字東柳の各字の一部

(2) 使用の部分  
なし

**福岡県告示第338号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
南筑後	県道	瀬高久留米線	前	みやま市瀬高町上庄1233番1先から みやま市瀬高町上庄1664番1先まで	3.0 ～ 32.8	822.3	
			後	みやま市瀬高町上庄1234番1先から みやま市瀬高町上庄1664番1先まで	9.3 ～ 39.0	1,872.5	うち一般国道443号重用延長305.4メートル

**福岡県告示第339号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
南筑後	県道	八 女 線 瀬 高	前	みやま市瀬高町 上庄1667番2先 から みやま市瀬高町 上庄650番1先 まで	3.0 ～ 32.8	1,127.7	うち一般 国道443 号重用延 長305.4 メートル 、県道瀬 高久留米 線重用延 長822.3 メートル
			前	みやま市瀬高町 上庄1667番2先 から みやま市瀬高町 上庄650番1先 まで	10.5 ～ 39.0	1,567.1	
			後	みやま市瀬高町 上庄1667番2先 から みやま市瀬高町 上庄650番1先 まで	10.5 ～ 39.0	1,567.1	うち県道 瀬高久留 米線重用 延長 1,567.1 メートル

**福岡県告示第340号**

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊前市大字馬場95、226の8、226の24
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第341号**

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
太宰府市大字北谷字只越850の1、859の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字只越850の1・859の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。



（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第342号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき、福岡県流域下水道事業の業務に係る出納事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関として株式会社福岡銀行を指定したので、同条第3項の規定により告示し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

#### 福岡県告示第343号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成29年3月17日福岡県告示第180号福岡広域都市計画公園事業3・3・2203号筑紫公園の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

##### 1 事業施行期間

平成24年4月13日から令和11年3月31日まで

##### 2 事業地

###### (1) 収用の部分

変更なし

###### (2) 使用の部分

なし

#### 福岡県告示第344号

福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）第5条第1項、第14条及び

第23条の規定に基づき、救助の程度、方法及び期間、実費弁償に関して必要な事項並びに救助の事務を行うのに必要な費用として支出できる範囲及び限度等を次のように定め、令和2年4月1日から施行する。

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等（令和元年9月福岡県告示第325号の2）は令和2年3月31日限り廃止する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

##### 第1 救助の程度、方法及び期間

福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号。以下「規則」という。）

）第5条第1項の救助の程度、方法及び期間は、次に定めるところによる。

##### 1 避難所及び応急仮設住宅の供与

###### (1) 避難所

ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。

ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。

エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

## (2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

## ア 建設型応急住宅

(ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。

(ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。

(オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

(カ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項による期限内（最長2年以内）とする。

(キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。

## イ 賃貸型応急住宅

(ア) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める

規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。

(ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とする。

## 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

## (1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

## (2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

## 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直

ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	10月～3月	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10月～3月	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

#### 4 医療及び助産

#### (1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。

ウ 医療は、次の範囲内にて行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

#### (2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。

エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

#### 5 被災者の救出

- (1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。
- (2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

#### 6 被災した住宅の応急修理

- (1) 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。
- (2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円

- (3) 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

#### 7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
- (3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額以内とする。

ア 生業費 1件当たり 30,000円

イ 就職支度費 1件当たり 15,000円

- (4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。

ア 貸与期間 2年以内

イ 利子 無利子

- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

#### 8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

- (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,500円

中学校生徒 1人当たり 4,800円

高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

- (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

#### 9 埋葬

- (1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

- (2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

- (3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人215,200円、小人172,000円以内とする。

- (4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

#### 10 死体の搜索

- (1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

- (2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

- (3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

#### 11 死体の処理

- (1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

- (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

#### ウ 検案

- (3) 検案は、原則として救護班によって行う。

- (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては一体当たり5,400円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。

ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

- (5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

- (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が137,900円以内とする。

- (3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

- 13 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難に係る支援

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

- オ 死体の搜索
- カ 死体の処理
- キ 救済用物資の整理配分

- (2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。

1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第4号までに掲げる者

(1) 日当

- ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,600円以内
- イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、保健師及び助産師 1人1日当たり 17,300円以内
- ウ 看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,400円以内
- エ 救急救命士 1人1日当たり 15,200円以内
- オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,100円以内
- カ 大工 1人1日当たり 23,700円以内
- キ 左官 1人1日当たり 22,500円以内
- ク とび職 1人1日当たり 23,000円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与等に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）第2条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第57号）の規定により支給すべき旅費に相当する額以内とする。

2 政令第4条第5号から第10号までに掲げる者

業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

第3 救助事務費

規則第23条の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）として支出できる範囲及び限度等は、次に定めるところによる。

1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金職員等雇上費
- (3) 旅費
- (4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 通信運搬費
- (7) 委託費

2 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る1の(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合
3千万円以下の部分	100分の10
3千万円を超え6千万円以下の部分	100分の9
6千万円を超え1億円以下の部分	100分の8

1億円を超え2億円以下の部分	100分の7
2億円を超え3億円以下の部分	100分の6
3億円を超え5億円以下の部分	100分の5
5億円を超える部分	100分の4

3 2の「救助事務費以外の費用の額」とは、第1に定める救助の実施のために支出した費用及び第2に定める実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

**福岡県告示第345号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	久留米柳川線	前	久留米市本町13番1先から 久留米市大善寺町宮本53番2先まで	7.4 ～ 51.0	3,715.0
			前	久留米市安武町安武本2286番1先から 久留米市安武町安武本3368番6先まで	15.5 ～ 44.2	1,960.0
			後	久留米市本町13番1先から 久留米市大善寺町宮本53番2先まで	7.4 ～ 51.0	3,715.0

		後	久留米市安武町安武本2286番1先から 久留米市大善寺町宮本48番8先まで	14.0 ～ 53.9	2,006.0
--	--	---	--	-------------------	---------

**福岡県告示第346号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	塔瀬十文字線 小 郡	前	三井郡大刀洗町大字鶴木743番1先から 小郡市下岩田2560番先まで	10.5 ～ 21.4	1,426.8
			後	三井郡大刀洗町大字鶴木743番1先から 小郡市下岩田2560番先まで	9.6 ～ 25.2	1,426.8

**福岡県告示第347号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
----------	-----	---------

久留米	塔瀬 十文字線 小郡	小郡市下岩田2689番先から 小郡市下岩田1676番1先まで
久留米	塔瀬 十文字線 小郡	小郡市下岩田17番6先から 小郡市下岩田2560番先まで

## 公 告

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
デジタル印刷機（備出34）一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 部局の名称  
福岡県総務部総務事務厚生課
  - 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日  
令和2年2月18日
- 落札者の氏名及び住所
  - 氏名  
理想科学工業株式会社理想福岡支店
  - 住所  
福岡市中央区大名一丁目8番10号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
31,468,571円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

### 7 入札公告日

令和2年1月7日

### 公告

福岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則案について、令和2年1月24日から令和2年2月25日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和2年3月27日に公布しました。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

### 問合わせ先

環境部自然環境課環境影響審査係

電話：092-643-3368

メールアドレス：shizen@pref.fukuoka.lg.jp

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
大牟田市大字岬字明治開2871番1、2871番3、2878番1及び2878番2並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
大牟田市新開町二丁目80番  
市村運送有限会社  
代表取締役社長 市村 英次

### 公告



次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市大字天山678番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
筑紫野市大字阿志岐2068番地1  
青木 弘好

#### 公告

福岡県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見募集期間  
令和2年3月31日から令和2年4月30日まで
- 2 概要、受付方法等  
関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部生活衛生課に備え置きます。

#### 公告

福岡県旅館業法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見募集期間  
令和2年3月31日から令和2年4月30日まで
- 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部生活衛生課に備え置きます。

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
三井郡大刀洗町大字鶴木字栗崎1440番26及び1440番174
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
三井郡大刀洗町大字鶴木1440番地162  
田村 尚人

#### 公告

「知事が管理する公文書の開示等に関する規則」及び「知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則」の一部を改正する規則案について、令和元年12月13日から令和2年1月13日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理の上、令和2年3月6日に公布しました。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

問い合わせ先

総務部県民情報広報課情報公開係

電話：092-643-3104

#### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立自然公園条例施行規則の一部改正を行ったの

で、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

令和2年3月31日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見を募集しなかった理由

環境省が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による手続を実施して定めた「自然公園法施行規則の一部を改正する省令（令和元年環境省令第7号）」と実質的に同一の基準を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 施行期日

令和2年3月6日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年3月31日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

捜査支援用パソコン等賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

人にある場合は本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にある場合は財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にある場合は貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にある場合は、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)  
申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和2年4月15日（水曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

### 1 調達内容

- (1) 調達案件名  
捜査支援用パソコン等賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和2年8月1日から令和7年7月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和2年5月13日（水曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生

法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2592

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和2年3月31日（火曜日）から令和2年5月11日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和2年5月13日（水曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和2年5月14日（木曜日）午前10時00分

## 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

(1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
A lease contract for personal computers that are going to be used for crime investigation - supporting purposes, and peripheral devices for such computers.
- (2) Time Limit of Tender  
5:45 PM on May13, 2020
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka  
Prefectural Police Headquarters  
7 - 7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan  
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext.2592)

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
- ・ 公用パーソナルコンピュータ等賃貸借
  - ・ 捜査支援用パソコン賃貸借
  - ・ 各戸配布広報紙の製作及び配送業務委託
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加することができない者
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)  
申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和2年4月14日（火曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

### 1 調達内容

- (1) 調達案件名  
公用パーソナルコンピュータ等賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和3年2月1日から令和10年1月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和2年5月12日（火曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生

法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2592

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和2年3月31日（火曜日）から令和2年5月11日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和2年5月12日（火曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和2年5月13日（水曜日）午前10時30分



## 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

(1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
A lease contract for personal computers for official use
- (2) Time Limit of Tender  
5:45 PM on May 12, 2020
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka  
Prefectural Police Headquarters  
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan  
Tel 092-641-4141 (Ext.2592)

### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達内容
  - (1) 調達案件名  
捜査支援用パソコン賃貸借契約
  - (2) 契約内容及び特質等  
入札説明書による。
  - (3) 賃貸借期間  
令和2年8月1日から令和7年7月31日までの間
  - (4) 納入場所  
入札説明書による。
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）  
福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

- 3 入札参加資格を得るための申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。  
・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）  
令和2年5月12日（火曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。
  - (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

  - (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
  - (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
  - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
  - (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-641-4141 内線2592
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。

## 7 入札説明書の交付

令和2年3月31日（火曜日）から令和2年5月11日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

## 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

## (1) 提出場所

5の部局とする。

## (2) 提出期限

令和2年5月12日（火曜日）午後5時45分

## (3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

## 10 開札の場所及び日時

## (1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

## (2) 日時

令和2年5月13日（水曜日）午前10時00分

## 11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額と

するもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 15 その他

(1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

(1) The name of a contract matter

A lease contract for personal computers that are going to be used for crime investigation - supporting purposes

(2) Time Limit of Tender

5:45 PM on May12, 2020

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka

Prefectural Police Headquarters

7 - 7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan

Tel 092 - 641 - 4141 (Ext.2592)

#### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年3月31日

福岡県知事 小 川 洋

#### 1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

各戸配布広報紙の製作及び配送業務委託

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から令和3年5月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

#### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、令和2年4月14日（火曜日）までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロード

ードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和2年5月12日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
03	02	活版印刷	AA
13	06	広告宣伝	AA

(2) 過去2年間に同種・同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種・同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、印刷物の製作とする。

イ 同程度の基準は、3万部以上の印刷物（チラシ、ポスター等は含まない。）を継続して（1年間に2回以上）製作したことがあることとする。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3102（ダイヤルイン）

（ファクス）092-632-5331

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和2年3月31日（火曜日）から令和3年5月11日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和2年5月11日（月曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁総務部会議室（地下1階）

(2) 日時

令和2年5月12日（火曜日） 午後2時00分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、その他の場合は別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（この号において「見積金額」とは、各戸配布広報紙1部当たりの見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に12,953,600（令和元年5月から令和2年3月までの発行実績部数）を乗じて得た額と、各戸配布広報紙音声コード版1部当たりの見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に2,100（令和2年7月から令和3年5月までの発行見込み部数）を乗じて得た額との合算とする。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「活版印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額より高いものをいう。）

#### (2) 契約保証金

契約金額（この号において「契約金額」とは、各戸配布広報紙1部当たりの契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に12,953,600（令和元年5月から令和2年3月までの発行実績部数）を乗じて得た額と、各戸配布広報紙音声コード版1部当たりの契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に2,100（令和2年7月から令和3年5月までの発行見込み部数）を乗じて得た額との合算とする。）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「活版印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、当該契約の契約金額が契約金額の2割に相当する額より高いものをいう。）

#### 13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

#### 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

(1) The name of a contract matter

Publishing of Fukuoka Prefecture's Newsletter and Delivering to Cities,  
Towns and Villages in the Prefecture.

- (2) Time Limit of Tender : 5:00 p.m. on May 11,2020  
(3) Contact Point for the Notice: Public Affairs Division, General Affairs  
Department, Fukuoka Prefectural Office,  
7 - 7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan  
TEL 092 - 643 - 3102

### 公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量  
統合型校務支援システム賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
教育庁教育総務部施設課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年2月7日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
富士電機ITソリューション株式会社九州事業本部
  - (2) 住所  
福岡市博多区店屋町5番18号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
556,380,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続

### 随意契約

#### 7 随意契約を行った理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当

### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年福岡県規則第18号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 意見を募集しなかった理由

福岡県宿泊税条例（令和元年福岡県条例第21号）の施行に関し必要な事項を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

#### 2 規則の公布日

令和2年3月31日

### 公告

福岡県専門研修資金貸与条例施行規則案について、令和2年2月28日から令和2年3月13日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和2年3月31日に公布しました。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

### 問合せ先

保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室医師確保班

電話：092-643-3330

メールアドレス：ishikango@pref.fukuoka.lg.jp

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
田川郡添田町大字英彦山	令和2年2月28日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市中央区内	令和2年1月31日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量（基準点の復旧））

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市西区今津地内	令和2年3月5日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市早良区星の原団地地内	令和2年3月9日

### 公告

福岡県土地利用基本計画（昭和50年9月22日策定）を令和2年3月6日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。



令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る事項

福岡県土地利用基本計画図の森林地域の区域

2 変更の内容

計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市町村
森林地域	次の図面のとおりに	太宰府市、福岡市、糸島市、糟屋郡宇美町

（「次の図面」は省略し、福岡県企画・地域振興部総合政策課並びに関係市役所及び町役場において縦覧に供する。）

公告

「福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正案」について、令和2年2月7日から令和2年3月9日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和2年3月31日に公布しました。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

問い合わせ先

農林水産部農山漁村振興課森林保全係

電話：092-643-3546

メールアドレス：nogyo@pref.fukuoka.lg.jp

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

遠賀郡水巻町猪熊四丁目103番1から103番3まで、104番1から104番3まで、105番1から105番3及び106番1から106番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区金鶏町1番38号・高知県高知市本町三丁目4番22号

大串 康之・井上 邦彦

公告

「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例施行規則」案について、令和2年2月12日から令和2年3月12日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を修正の上、令和2年3月31日に公布しました。

令和2年3月31日

福岡県知事 小川 洋

問い合わせ先

人づくり・県民生活部生活安全課女性・子ども安全係

電話：092-643-3124

メールアドレス：anzen@pref.fukuoka.lg.jp

公安委員会

福岡県公安委員会規則第4号

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年3月31日

福岡県公安委員会

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の配置定員に関する規則（昭和46年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 警察本部
- |        |        |
|--------|--------|
| 警察官    | 3,888人 |
| 警察行政職員 | 590人   |
- (2) 警察署
- |        |        |
|--------|--------|
| 警察官    | 7,236人 |
| 警察行政職員 | 315人   |

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

#### 福岡県公安委員会規則第5号

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年3月31日

福岡県公安委員会

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成25年福岡県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「利用禁止」を「立入禁止等」に改め、同条中「同条の規定により表示すべき事項に係る文言」を「次の各号に掲げる風俗案内所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 風俗案内を行うための施設 青少年がその風俗案内所に正当な理由なく立ち入ってはならない旨
- (2) 風俗案内を行うための設備 青少年がその風俗案内所を利用してはならない旨
- 第12条中「第12条第4号」を「第12条第5号」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第12条第4号の公安委員会規則で定める基準（次項に掲げるものを除く。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 接待風俗営業又は性風俗特殊営業（以下「接待風俗営業等」という。）の営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先を表し、又は暗示するもの

- (2) 接待風俗営業等の営業所の内部の状況を表し、又は暗示するもの
- (3) 接待風俗営業等を表し、又は暗示するもの（前2号に該当するものを除く。）
- (4) 接待風俗営業においてされる接待又は性風俗特殊営業において提供される特殊業務（以下「接待等」という。）に係る行為を表し、又は暗示するもの
- (5) 接待等に従事している者又は従事していた者を表し、又は暗示するもの
- (6) 風俗案内所の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、風俗案内が行われていることを表し、若しくは暗示するものを表示し、又は物品に表示して当該物品を掲出し、若しくは配置した風俗案内所にあつては、人（明らかに接待等に従事する者ではないものとして公衆に容易に理解される者を除く。）を表し、又は暗示するもの

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

#### 福岡県公安委員会規則第6号

福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則及び福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年3月31日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則及び福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

（福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部改正）

第1条 福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則（平成14年福岡県公安委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第8条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第1号及び第2号に掲げる電磁的記録について、当該各号に定める方法による再生又は複写に支障がある場合で、CD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に容易に複写できるときは、当該電磁的記録媒体に複写したものを第

3号に定める方法により開示することができる。

第8条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次のいずれかに掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次のいずれかに掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

第8条第3号中「前2号に該当するものを除く」を削り、同号ウ中「CD-R」の次に「、DVD-R」を加える。

別表の5の項中「(3の項及び4の項に該当するものを除く。)」を削り、

4 その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額
----------------------	---------------------

を

4 DVD-Rに複写したもの	1枚につき 100円
5 その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額

に改める。

様式第2号を次のとおり改める。

様式第2号(第3条関係)

公文書開示決定通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会 印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、福岡県情報公開条例(平成13年福岡県条例第5号)第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る公文書の件名			
公文書の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
事務担当課等	(所属・係)		
	電話番号( ) — 内線( )		

注 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則(平成18年福岡県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第10条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第1号及び第2号に掲げる電磁的記録について、当該各号に定める方法による再生又は複写に支障がある場合で、CD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に容易に複写できるときは、当該電磁的記録媒体に複写したものを第3号に定める方法により開示することができる。

第10条第1号イ中「(録音時間120分のものに限る。以下同じ。)」を削り、同条第2号イ中「(録画時間が120分でVHS方式のものに限る。以下同じ。)」を削り、同条第3号中「前2号に該当するものを除く」を削り、同号ウ中「CD-R」の次に「DVD-R」を加える。

別表の5の項中「(3の項及び4の項に該当するものを除く。)」を削り、

4 その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額
----------------------	---------------------

を

4 DVD-Rに複写したもの	1枚につき 100円
5 その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額

に改める。

様式第3号及び様式第3号の2を次のとおり改める。

様式第3号(第5条関係)

個人情報開示決定通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会 印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第17条第1項の規定により、次のとおり個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容			
個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後 時 分
	場所		
事務担当課等	(所属・係)		
	電話番号( ) — 内線( )		
備考			

- 注 1 個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。
- 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。
- 3 福岡県個人情報保護条例第22条第4項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください(正当な理由がある場合を除きます。)
- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。
- なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第3号の2（第5条関係）

特定個人情報開示決定通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会 印

年 月 日付で開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第17条第1項の規定により、次のとおり特定個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る特定個人情報の内容		
特定個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 午前 時 分 午後
	場所	
事務担当課等	(所属・係)	
	電話番号 ( ) — 内線 ( )	
備考		

注 1 特定個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。

2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。

3 福岡県個人情報保護条例第22条第4項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください（正当な理由がある場合を除きます。）。

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(A4)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

福岡県公安委員会規則第7号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年3月31日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 県道の部中手鎌三池線の項及び飯塚大野城線の項を削り、片縄下白水線の項の次に次のように加える。

飯塚大野城線	糟屋郡宇美町貴船3丁目1462番4先から同町貴船5丁目1460番22先まで
	糟屋郡宇美町ゆりが丘3丁目2652番7先から大野城市御笠川4丁目6番1先まで

別表第1 市道の部松島貝塚線の項の次に次のように加える。

奈多香椎浜線	福岡市東区香椎照葉7丁目28番1地先から同区香椎照葉6丁目28番22地先まで
--------	--

別表第1 市道の部通町1丁目健老町線の項中「大牟田市明治町3丁目4番7」を「大牟田市日出町2丁目1番11」に改め、同部北磯町新開町線の項の次に次のように加える。

不知火町2丁目不知火町1丁目線	大牟田市不知火町2丁目1番1地先から同市不知火町2丁目2番1地先まで
-----------------	------------------------------------

別表第1 市道の部筑紫・原田線の項の次に次のように加える。

乙金・山田線	大野城市乙金東3丁目1217番39先から同市御笠川4丁目14番先まで
--------	------------------------------------

別表第2 福岡市港湾局の管理に係る道路の部を次のように改める。

福岡市港湾空港局の管理に係る道路	1	福岡市東区香椎浜ふ頭1丁目から同区香椎浜ふ頭4丁目までの区域（8に掲げる区間の道路の区域に属する区域を除く。）
	2	福岡市東区香椎浜ふ頭4丁目13番6先から同区箱崎ふ頭4丁目27番先までの区間
	3	福岡市東区箱崎ふ頭1丁目及び4丁目から6丁目までの区域（4に掲げる区間の道路の区域に属する区域を除く。）
	4	福岡市東区箱崎ふ頭1丁目15番3地先から同市博多区石城町281番先及び同区築港本町4番地の1先を経て同市中央区那の津3丁目54番29先に至る区間
	5	福岡市東区東浜2丁目の区域（4に掲げる区間の道路の区域に属する区域を除く。）
	6	福岡市東区みなと香椎1丁目22番及び25番（25番6を除く。）並びに同区みなと香椎2丁目25番の区域（8に掲げる区間の道路の区域に属する区域を除く。）
	7	福岡市東区みなと香椎3丁目28番及び29番の区域（同区みなと香椎3丁目27番に面する道路の区域に属する区域を除く。）
	8	福岡市東区みなと香椎3丁目28番3先から同区香椎浜ふ頭3丁目15番56先までの区間
	9	福岡市博多区沖浜町の区域（4に掲げる区間の道路の区域に属する区域を除く。）
	10	福岡市中央区那の津1丁目23番地先から同区那の津2丁目1番地2先までの区間
	11	福岡市中央区那の津3丁目から5丁目までの区域（4に掲げる区間の道路の区域に属する区域を除く。）

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 福岡県公安委員会告示第52号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条

第1項の規定に基づき、犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターから、次のとおり法人の住所及び事務所の所在地並びに代表者の氏名の変更に係る届出書の提出があったので、同条第3項の規定に基づき公示する。

令和2年3月31日

福岡県公安委員会

## 1 変更に係る事項

## (1) 住所

変更前 福岡市中央区赤坂一丁目8番8号 福岡県福岡西総合庁舎

変更後 福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎

## (2) 代表者の氏名

変更前 林 幹男

変更後 浦 尚子

## 2 変更しようとする年月日

令和2年4月1日

## 福岡県公安委員会告示第58号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）及び福岡県風俗案内業の規制に関する条例に基づく指示及び事業停止命令の基準（案）について、令和2年1月27日から同年2月25日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和2年3月31日

福岡県公安委員会

## 1 規則等の題名

(1) 福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年福岡県公安委員会規則第5号）

(2) 福岡県風俗案内業の規制に関する条例に基づく指示及び事業停止命令の基準

## 2 規則の公布等の日

令和2年3月31日

## 3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり規則を制定し、及び基準を改正することとした。

## 4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

## 福岡県公安委員会告示第59号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和2年3月31日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所

## (1) 講習会の日時

令和2年5月21日（木） 午前10時から午後5時までの間

## (2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

## (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

## 2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

(1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

## 福岡県公安委員会告示第60号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和2年3月31日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和2年5月11日（月） 午後1時30分～午後4時30分	田川郡添田町大字庄1074番地の2 添田警部交番 会議室	田川警察署
令和2年5月18日（月） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市早良区百道1丁目5番15号 早良警察署 会議室福	早良警察署
令和2年5月21日（木） 午後1時30分～午後4時30分	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
令和2年5月29日（金） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡西区光明1丁目6番6号 折尾警察署 会議室	折尾警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第61号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和2年3月31日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和2年6月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和2年6月11日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和2年6月18日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員

令和2年6月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名
--------------------------------	-----------------------------------	---------------	-----

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第62号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。

令和2年3月31日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時



令和2年5月6日（水）午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、4月28日（火）までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料9,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第63号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則及び福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年福岡県公安委員会規則第6号）を制定したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和2年3月31日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第16条第2項及び福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第22条第2項に定める電磁的記録の開示方法に関し、最近の情報化の進展状況を勘案し対応すること並びに福岡県情報公開条例第11条第1項及び福岡県個人情報保護条例第17条第1項の規定により、公文書の全部開示する旨の決定を通知しているにもかかわらず、対象文書の特定に対する審査請求がなされている実態に対処すること等に伴い、福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則（平成14年福岡県公安委員会規則第18号）及び福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成18年福岡県公安委員会規則第6号）の一部を改正するものであるが、その内容は、令和元年12月13日から令和2年1月13日までの間、福岡県総務部県民情報広報課が意見公募手続を実施して定める規則と実質的に同一の内容であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の施行の日

令和2年4月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部総務課に備え置く。

警察本部

福岡県警察本部告示第14号

福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程及び福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

福岡県警察本部長 福田 正信

福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程及び福岡県警察

本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

(福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程の一部改正)

第1条 福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程(平成14年6月福岡県警察本部告示第29号)の一部を次のように改正する。

第8条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第1号及び第2号に掲げる電磁的記録について、当該各号に定める方法による再生又は複製に支障がある場合で、CD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に容易に複製できるときは、当該電磁的記録媒体に複製したものを第3号に定める方法により開示することができる。

第8条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次のいずれかに掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複製したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次のいずれかに掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複製したものの交付

第8条第3号中「前2号に該当するものを除く」を削り、同号ウ中「CD-R」の次に「、DVD-R」を加える。

別表の5の項中「(3の項及び4の項に該当するものを除く。)」を削り、

4	その他の電磁的記録媒体に複製したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額	を
---	--------------------	---------------------	---

4	DVD-Rに複製したもの	1枚につき 100円	に改める。
---	--------------	---------------	-------

5	その他の電磁的記録媒体に複製したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額
---	--------------------	---------------------

様式第2号を次のとおり改める。

様式第2号（第3条関係）

公文書開示決定通知書

第 号  
年 月 日  
様

福岡県警察本部長 印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る公文書の件名			
公文書の開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
事務担当課等	(所属・係)		
	電話番号 ( ) — 内線 ( )		

- 注 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。
- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。
- なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(A4)

（福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の一部改正）

第2条 福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程（平成18年3月福岡県警察本部告示第15号）の一部を次のように改正する。

第10条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第1号及び第2号に掲げる電磁的記録について、当該各号に定める方法による再生又は複写に支障がある場合で、CD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に容易に複写できるときは、当該電磁的記録媒体に複写したものを第3号に定める方法により開示することができる。

第10条第1号イ中「（録音時間120分のものに限る。以下同じ。）」を削り、同条第2号イ中「（録画時間が120分でVHS方式のものに限る。以下同じ。）」を削り、同条第3号中「前2号に該当するものを除く」を削り、同号ウ中「CD-R」の次に「、DVD-R」を加える。

別表の5の項中「（3の項及び4の項に該当するものを除く。）」を削り、

4 その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額	を
----------------------	---------------------	---

4 DVD-Rに複写したもの	1枚につき 100円	に改める。
5 その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額	

様式第3号及び様式第3号の2を次のとおり改める。

様式第3号（第5条関係）

個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長 印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第17条第1項の規定により、次のとおり個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容			
個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
事務担当課等	(所属・係)		
	電話番号 ( )	—	内線 ( )
備考			

注 1 個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。  
2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。  
3 福岡県個人情報保護条例第22条第4項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください（正当な理由がある場合を除きます。）  
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。  
なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(A4)

様式第3号の2（第5条関係）

特定個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長 印

年 月 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第17条第1項の規定により、次のとおり特定個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る特定個人情報の内容			
特定個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
事務担当課等	(所属・係)		
	電話番号 ( )	—	内線 ( )
備考			

注 1 特定個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。  
2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。  
3 福岡県個人情報保護条例第22条第4項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください（正当な理由がある場合を除きます。）  
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。  
なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(A4)

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。